【20210421玉野市長寿介護課作成】

ADL維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定の流れ

■概要

ADL維持等加算は、サービス利用者の自立支援等により効果的な取組を行い、ADLを良好に維持・改善する事業者に対して、介護報酬の加算を行うものです。

令和3年度介護報酬改定によりADL維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）が新設され、対象サービス・算定要件等が変更となっています。

ADL維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は併算定不可です。

■加算対象事業所

　「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2.あり」と届け出ており、評価対象期間が満了しており、LIFE上でADL利得に係る基準を満たしている以下の事業所（玉野市が所管する事業のみを掲載）

・地域密着型通所介護

・認知症対応型通所介護

・地域密着型特定施設入居者生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■算定の流れ

（１）令和３年４月１５日（木）までに、（＝ADL維持等加算〔申出〕のありとLIFEへの登録のあり）として届け出る場合

　評価対象期間を、次のいずれかから選択することが可能（※）。

　　①令和２年４月～令和３年３月

　　②令和２年１月～令和２年１２月

※評価対象期間において②を選択できるのは、経過措置の適用によるもので、４月１５日までに届出を行い、４月３０日までに加算の請求届出を行う場合に限ります。それ以降の評価対象期間の取扱いについては、「ＡＤＬ維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して１２月までの期間」（例．令和３年６月から算定を開始しようとする場合、「令和２年６月～令和３年５月」が評価対象期間）となります。

（２）令和３年度に加算の算定を開始しようとする場合

　算定を開始しようとする月の前月15日までに、（＝ADL維持等加算〔申出〕のあり・LIFEへの登録のありとして届出を行うとともに、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、ＬＩＦＥ上でＡＤＬ利得に掛かる基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行う。

（３）令和４年度以降に加算の算定を開始しようとする場合

　算定を開始しようとする月の前年同月15日までに、（＝ADL維持等加算〔申出〕のありとLIFEへの登録のあり）として届出を行う。そして、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、ＬＩＦＥ上でＡＤＬ利得に掛かる基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行う。

　つまり、初めて届け出るのが令和４年度以降となる場合は、加算を算定できるのは、届出を行った月の翌年からということになります。

■届出様式

・介護給付費算定に係る体制等に関する（変更）届出書

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2.あり」としてください。）

地域密着型通所介護は以下の様式を利用してください。

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【地域密着型通所介護】

■加算算定期間

評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月間

　（評価対象期間における加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを必ず確認し、加算の請求届出を行ってください。また、これまでのように、国保連合会からの審査結果を受けて市が通知することはありません。）

■留意事項

・ADL維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に関しては、LIFE上で基準を満たしていることを確認していれば、算定に向けた届出書の提出は不要です。

・実地指導等により市が基準を満たしていることを確認する際に、速やかに提示できるよう根拠書類は事業所で保管ください。

・「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「あり」と届け出たが、LIFEで確認した結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合、今後本加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「なし」に変更してください。